

令和 7 年度一般職非常勤嘱託員（電話相談員） 募集要項

職務内容		・府立高等学校、中学校に在籍する児童生徒の保護者からの電話による生徒指導に関する相談等に対応する業務 ・府民からの電話による府立高等学校・中学校の生徒指導に関する相談等に対応する業務 ・相談等の内容の記録（パソコンを使用したエクセルへの入力）
勤務場所・所在地 （所管する部署名）		大阪府教育庁教育振興室高等学校課 〒540-8571 大阪市中央区大手前 3 丁目 2－1 2 大阪府庁別館
身 分		地方公務員法に基づく一般職の地方公務員（会計年度任用職員）として採用 ※地方公務員法が適用され、「秘密を守る義務」や「政治的行為の制限」等が課せられます。
勤 務 条 件 等	勤務時間	週 4 日（例：月、水、木、金） 9 時 3 0 分～ 1 7 時 3 0 分（7 時間 1 5 分） ※休憩時間： 1 2 時 1 5 分～ 1 3 時
	時間外勤務	なし
	勤 務 を 要 し ない日	土・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定される休日 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの期間）
	報 酬	月額 1 6 4, 3 1 0 円
	期末・勤勉 手当	支給制度あり（原則、基準日（6 月 1 日及び 1 2 月 1 日）に在職し、任用期間が 6 カ月以上かつ週当たりの勤務時間が 1 5 時間 3 0 分以上の方が対象）
	交通費	大阪府教育庁等一般職非常勤職員就業等規則に基づき支給
	休 暇	大阪府教育庁等一般職非常勤職員就業等規則に基づき付与 ※任用期間が 6 ヶ月を超える場合には、年次有給休暇の付与があります。 その他、任用期間や勤務日数等、一定の基準を満たす場合には、有給又は無給の特別休暇（服喪休暇、病気休暇等）があります。
社会保険		健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法が適用されます
採用時期		令和 7 年 8 月 1 日以降（予定）
任用期間		任用開始日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（予定）
条件付採用期間		条件付採用期間あり（1 月）

応募資格	○必要な免許・資格等 高等学校教諭免許、高校での勤務経験 ○地方公務員法第 16 条各号に該当しない者 ○平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者 ＜参考＞地方公務員法第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験もしくは選考を受けることができない。 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
募集人数	1 名
選考日時 選考方法	・選考日時は下記の「問合せ先」までお問合せください。 ・選考方法は、書類及び面接選考となります。
受験手続	・応募書類（一般職非常勤職員採用選考申込書）を郵送にてご提出ください。 ・提出期限は下記の「問合せ先」までお問合せください。 （応募書類については、当方にて厳重に管理します。）
問合せ先	大阪府教育庁教育振興室高等学校課 06-6944-3858

※上記の勤務条件等は、令和 7 年 6 月 23 日現在で予定されている内容です。今後、変更される場合があります。